

「精神保健福祉援助実習指導」・「精神保健福祉援助実習」

—新カリキュラム完成年度の取り組みについて—

畑 香 理*・住 友 雄 資**・平 林 恵 美***・奥 村 賢 一****・平 川 明 美*****

要旨 本稿は、2015年度に開講した「精神保健福祉援助実習指導」及び「精神保健福祉援助実習」の教育実践報告であり、2015年度に初めて開催した精神保健福祉援助実習連絡協議会の内容についても記している。2014年度まで取り組んできた教育実践を振り返り、特に4年次開講分の「精神保健福祉援助実習指導」と「精神保健福祉援助実習」、教員と実習指導者が協議できる場としての精神保健福祉援助実習連絡協議会について着目し、これらの取り組みから、2016年度の課題として5つの事項を示した。

具体的な2015年度の取り組みは、「精神保健福祉援助実習指導」では巡回指導及び帰校指導、「実習の手引き」の見直し、「精神保健福祉援助実習」では実習目標の内容の見直し等を行った。また、教員と実習指導者とで懇談を行い、実習に関する課題を解決するために継続して協議できる場を実施していくことを確認した。

キーワード 精神保健福祉援助実習指導、精神保健福祉援助実習、巡回指導、実習指導者、精神保健福祉援助実習連絡協議会

はじめに—2014年度の取り組みの概要から—

2011年に精神保健福祉士法が改正（2012年に施行）され、2015年度は2012年度入学生から適用された新しいカリキュラムのうち、「精

神保健福祉援助実習指導」及び「精神保健福祉援助実習」の完成年度となった。

2015年度報告の前に、2014年度報告の教育実践を、「精神保健福祉援助実習」および「精神保健福祉援助実習指導」（新カリキュラム）に

* 福岡県立大学人間社会学部 助教

** 福岡県立大学人間社会学部 教授

*** 福岡県立大学人間社会学部 講師

**** 福岡県立大学人間社会学部 准教授

***** 福岡県立大学人間社会学部 非常勤講師、遠賀町・中間市教育委員会スクールソーシャルワーカー

ついて箇条書きにて記しておく。

「精神保健福祉援助実習」(旧カリキュラム／4年次開講分)

- ①巡回指導と帰校指導を見直し、前期授業期間中（6～7月）における実習では実習中に1回の巡回指導に加えて週1回の帰校指導を、夏季休暇中（8～9月）における実習では巡回指導を1回行った（帰校指導は行っていない）。
- ②巡回指導体制を整理し、授業期間中と夏季休暇中とで巡回指導を行う教員を分けて、それぞれ3人体制とした。
- ③事前学習の内容を改変し、学生主体によるグループ学習とプレゼンテーションを中心とした「グループ発表」の授業と、実践場面や実習中にかかわる患者・利用者を提示した「視聴覚教材を活用した授業」を行った。
- ④事前学習の授業内容を見直し、演習・グループ討議・ロールプレイを取り入れたものを導入して充実を図った。

「精神保健福祉援助実習指導」(新カリキュラム／3年次開講分)

- ①精神科病院への見学実習及び見学実習報告会を実施した（3年次前期）。その際、今後履修希望学生の増加見込があることと、1回の見学実習につき1施設最大5人程度の受入れを依頼しているという理由から、新たに1か所の見学実習施設を開拓した。
- ②障害福祉サービス事業所において一日で行う事前実習（プレ実習）及びプレ実習報告会を実施した（3年次後期）。その際、教員はプレ実習の実習計画書作成指導を行った。
- ③実習指導マニュアルである「実習の手引き」

を見直し、特に4年次の配属実習ではソーシャルワーク実践やその方法・技術に注目する実習計画書案の作成に力点を置くものに修正した。なおこの「実習の手引き」は学生のみではなく、実習指導者にも配布した。

- ④4年次に行く配属実習に必要な実習計画書案を作成する時期を3年次の2～3月に前倒した。そのため、3年次2月にオリエンテーションを実施し、春季休暇を利用して実習計画書案を作成し、教員はその指導を行った。
- ⑤「実習計画書」「実習評価票」「自己評価票」の全記述項目の見直し及び様式変更を行った。
- ⑥新たに3か所の障害福祉サービス事業所を確保した。

以上の取り組みから、次の4点の課題を挙げた。

- ①2015年度は新カリ「精神保健福祉援助実習」が初年度となるため、実習期間中の巡回指導及び帰校指導の体制について継続した検討が必要であること
 - ②「精神保健福祉援助実習指導」での実習計画書案作成指導に関して、学生への学習支援体制を検討すること
 - ③「実習の手引き」の充実に向けた改訂について検討すること
 - ④学内eラーニングの効果的な活用を検討すること
 - ⑤実習施設の新規開拓を行う必要があること
- 本稿では、これらの課題を踏まえ、2015年度に行ってきた教育実践の取り組みを述べ、2016年度の教育実践に向けた課題を示したい。

1. 2015年度「精神保健福祉援助実習指導」 (4年次)

当該科目は2014年度から2年間をかけて履修する科目であり、2015年度に4年生である学生への教育実践を取り上げる。表1のシラバスの17～45回までがこれに相当する。

①巡回指導

これまで本学では、巡回指導を実習中に1回実施してきた。1人の学生が精神科病院と障害福祉サービス事業を行う施設等で行った場合、それぞれの実習につき1回実施することとしていた。2015年度は、前期授業期間中(6～7月)における実習については、毎週の帰校指導とあわせて、1回の巡回指導を行った。2014年度とは同様の巡回指導である。

夏季休暇中(8～9月)における実習については、帰校指導を行わず、週1回以上の巡回指導を行った。本学では、精神科病院と障害福祉サービス事業を行う施設等の標準実習日数は前者が15日間、後者が12日間としており、1人の学生につき巡回指導を精神科病院が3回、障害福祉サービス事業を行う施設等は2回実施した。これにより2014年度よりも巡回指導を充実させた。この巡回指導での効果について触れておきたい。これまでの1回の巡回指導では学生の変化を見出すことは困難であった。精神科病院を例にすれば、巡回指導を3回行うことで、具体的で取り組みやすい内容を明確にした指導が可能となり、積極的な姿勢で実習に取り組むようになってきたとか、学生の実習課題への取り組みが充実してきたなどの指摘を実習指導者から得られたことである。教員の巡回指導の負担は増えたといえるが、教育効果は上がっているとみえる。

②帰校指導及び巡回指導の体制

前述したように、2015年度から夏季休暇中における実習の巡回指導回数は増加した。そのため、夏季休暇中に行う巡回指導を担当する教員を増やして対応した。具体的に、授業期間中の帰校指導及び巡回指導を担当したのは、准教授、講師、非常勤講師の3名であり、夏季休暇中の巡回指導を担当したのは、教授、講師、助教、非常勤講師の4名であった。

③「実習の手引き」

2014年度に「実習の手引き」を充実させたが、2015年度もさらなる改訂を行い、実習計画書案の内容及び記述方法、実習計画書案作成後から配属実習までの準備、実習日誌の様式、実習評価票及び自己評価票の様式等を修正した。この手引きは2015年度の精神保健福祉援助実習前に実習指導者へ送付し、学生へも配付した。

2. 2015年度「精神保健福祉援助実習」

「精神保健福祉援助実習」は、学生が配属実習を行う科目である。本学では、精神科病院における実習を120時間(15日間)以上、障害福祉サービス事業を行う施設等における実習を96時間(12日間)以上、合計216時間以上行うものである。

学生は、それぞれの配属実習先で、実習目標にソーシャルワーク実践やその実践に必要な方法・技術に関する項目を掲げて取り組んだ。たとえば、精神保健福祉士が用いる面接技法やアセスメント方法を学ぶため、実際に学生がリフレーミングや言い換え等の技法を用いた面接を行い、その内容等について実習指導者からスーパービジョンを受けたりした。また面接から得られた情報等をもとにニーズ把握をし、ア

セメントを実施してみたり、さらにはケアプラン策定などを試みたりもした。もちろん個々の学生の実習課題達成の進捗状況にもよるが、多くの学生はこれらの課題を設定するという努力を行った。

3. 精神保健福祉援助実習連絡協議会について

精神保健福祉援助実習の運営にあたって、教員と実習指導者が協議する場として「精神保健福祉援助実習連絡協議会（以下、実習連絡協議会）」を今年度初めて実施した。実習連絡協議会は全体会と分野別懇談会の2部構成とした。以下にその内容を示すこととする。

1. 全体会（1部）

- (1) 来年度の精神保健福祉援助実習について：
本学教員からの説明（15分）
- (2) 今年度の精神保健福祉援助実習の実習内容
について：実習指導者2人からの発表（30分）
- (3) その他、質疑応答等（5分）

2. 分野別懇談会（2部）

- (1) 「精神科病院」所属の実習指導者と「障害福祉サービス事業を行う施設等」所属の実習指導者に分かれ、懇談会を実施（55分）

1部では本学の教員が「来年度の精神保健福祉援助実習について」の説明を行い、加えて実習指導者2人が「今年度の精神保健福祉援助実習の実習内容について」の発表を行った。

具体的には、まず本学教員による説明の内容として「精神保健福祉援助実習指導」での事前事後学習や実習計画書案作成指導等についての

説明、またソーシャルワークとしてのface-to-faceによる直接援助、情報収集やアセスメント、そしてその延長線上にあるケアプラン策定等の経験が可能となるような指導等の要望を実習指導者に行った¹⁾。

次に実習指導者2人による発表の内容として、学生に学んでほしいこと（一般常識、人との関係、精神保健福祉に関する知識と技術等）、実習プログラム内容等が報告され、実習指導者として学生を指導する上での想いについても語られた。発表者である実習指導者は、精神科病院に所属する実習指導者1人と障害福祉サービス事業を行う施設に所属する実習指導者1人にあらかじめ依頼しておいた。そこではソーシャルワークにおけるニーズ把握やアセスメント、ケアプラン策定などに取り組んだ実習内容と実習指導が報告された。

そして、2部は分野別懇談会とし、「精神科病院」分野と「障害福祉サービス事業を行う施設等」分野に分かれて、教員と実習指導者が意見交換を行った。具体的には、2016年度の精神保健福祉援助実習に向けてどのように実習運営を行っていくか、これまでの取り組みから見えてきた課題について、大学側への要望、実習連絡協議会に期待すること等、多くの意見が出された。なお、参加した実習指導者の内訳として、精神科病院所属の実習指導者が15人、障害福祉サービス事業を行う施設等に所属する実習指導者が14人で、合計29人であった。

4. 今後の課題

2015年度は、新カリキュラムへのスムーズな移行に向けて2014年度から様々な点を改善し、充実させてきた。しかしながら、新たな取り組

みを行うことでさらなる課題が明らかになってくる側面もあり、今後も継続して改善できるよう検討し、2016年度の教育実践を行う必要がある。

以下、課題を提示する。

第一に、実習連絡協議会について、開催時期や協議内容等の検討が必要である。2015年度は1月に開催したため、当該年度の精神保健福祉援助実習がすでに終了しており、次年度に向けた実習運営を協議することとなった。今後は、実習連絡協議会の開催時期を検討する必要がある。

また、事前学習、実習中の帰校指導及び巡回指導、事後指導や実習指導者が行う実習プログラムや指導法などについて、大学と実習指導者との共通理解をどのように深めていくかなどが挙げられる。

第二に、「実習の手引き」の改訂である。2014年度での大幅な改訂に引き続き、担当教員間で課題を共有しながら、さらなる改訂を続けていく必要がある。

第三に、実習計画書案作成に関して、担当教員間の共通理解に基づいた指導方針の確立を図るとともに、作成指導法の開発などに着手する必要性が生じてきている。

第四に、学生の学習支援についてである。eラーニングの効果的な活用も含めて、視聴覚教材などの開発が必要である。

第五に、実習施設の新規開拓である。2015年度は新たな実習施設の確保は行わなかったが、すでに実習施設として届け出ている施設から、新たな実習指導者として複数名を確保することができた。これまでの実習では1実習施設につき、1～2人程度の学生を受け入れるという場合が多く、実習施設の量的確保は重要である。

特に、2016年度は履修学生数が増えることが見込まれることもあり、さらなる新規実習施設の開拓と実習指導者の確保が課題となる。

2016年度の教育実践においては、これらの課題をどれだけ具体的に取り組み、改善を続けていけるかが重要なポイントとなると考えている。

注

- 1) もちろん、実習生全員がケアプラン策定まで達しないといけないという意味ではない。学生個々の達成度によってはケアプラン策定の段階にたどり着かない場合もある。また、あくまでもソーシャルワークとしての一連の体験を求めたものであり、基本相談計画等の策定を意図したものではない。さらにいえば、この要望はその実現に数年かかることを承知している。その意味で、現場の業務を体験するというレベルの実習から、もう一段ハードルを上げてソーシャルワークを意識したレベルの実習にしていくためのステップを歩み出したいという意味である。そのためには大学側もそれ相当の努力を行うと同時に（本学では2015年度から精神保健福祉の演習の授業を新たに30時間追加する措置も講じた）、実習施設側との率直な意見交換などを通じて協働作業を続けていく必要があり、実習連絡協議会などを活用して協議を進めていくことが不可欠であると認識している。

表1 2015年度「精神保健福祉援助実習指導」シラバス

授 業 科目名	精神保健福祉援助実習指導		開講時期	通年	授業方法	演習	必修選択	選択	単位数	3	標準履修 年次	3～4年
担当教員	住友雄資・平林恵美・ 奥村賢一・畑香理・ 平川明美											
授業の概要	精神保健福祉援助実習指導は精神保健福祉士資格取得をめざす学生を対象としたものであり、4年次に開講する「精神保健福祉援助実習」に必要な事前学習（1～37回）・巡回指導・事後学習（38～45回）をおこなう。事前学習は、見学実習・プレ実習・講義（外部講師を含む）やグループ学習などをおこなう。巡回指導は、「精神保健福祉援助実習」において担当教員による巡回指導をおこなう。事後学習は、「精神保健福祉援助実習」後に実習報告会やスーパービジョンなどを通じて、実習全体をふりかえり、実習で体験した学びを深める。											
学生の到達目標												
関心・意 欲・態度	DP6：社会貢献 力	精神保健福祉士としての法的責任や職業倫理を理解し、専門知識及び技術を継続的に高めていく意欲がある。										
技能	DP10：専門分野 のスキル	・精神保健福祉に関する問題について、各種の資料を適切に収集し、分析できる。										
		・具体的な体験を言語化・概念化し、それを基にして専門知識及び技術を体系立てていくことができる。										
授業内容、 授業方法、 事前・事後 学習（学習 課題）	回	授業内容	授業方法	事前・事後学習 (学習課題)								
	1	見学実習学内オリエンテーション	授業の全体像および見学実習の概要の提示	精神科病院に関する予習								
	2	見学実習（精神科病院）	グループによる見学実習	精神科病院に関する予習								
	3	見学実習報告会	グループ別発表	プレゼンテーション資料の作成								
	4	実習事前面接（受講動機、心構え、選択理由等の確認）	個別指導	受講動機の明確化								
	5	実習報告会への参加①	4年生の実習報告会参加	発表内容の予習・復習								
	6	実習報告会への参加②	4年生の実習報告会参加	発表内容の予習・復習								
	7	プレ実習学内オリエンテーション	プレ実習の概要の提示	プレ実習先に関する予習								
	8	プレ実習 実習計画書作成指導①	個別指導	プレ実習計画書案の作成と指導後の修正								
	9	プレ実習 実習計画書作成指導②	個別指導	プレ実習計画書案の作成と指導後の修正								
	10	プレ実習（障害福祉サービス事業所など）①	グループによるプレ実習	プレ実習計画書に基づいて積極的・主体的に参加								
	11	プレ実習（障害福祉サービス事業所など）②	グループによるプレ実習	プレ実習計画書に基づいて積極的・主体的に参加								
12	プレ実習（障害福祉サービス事業所など）③	グループによるプレ実習	プレ実習計画書に基づいて積極的・主体的に参加									

授業内容、 授業方法、 事前・事後 学習（学習 課題）	13	プレ実習（障害福祉サービス事業所など）④	グループによるプレ実習	プレ実習計画書に基づいて積極的・主体的に参加
	14	プレ実習報告会	グループ発表	プレゼンテーション資料の準備
	15	外部講師による講義（PSW）	講義	講義内容の予習・復習
	16	実習計画書作成に関するオリエンテーション+実習計画書案作成指導	実習概要の提示及び個別指導	実習計画書案の作成と指導後の修正
	17	実習計画書案作成指導	個別指導	実習計画書案の作成と指導後の修正
	18	実習記録の書き方①（プロセスレコードの説明、演習）	個別及びグループ指導	授業後に学んだ内容を確実に復習する
	19	実習記録の書き方②（実習日誌の書き方）	個別及びグループ指導	授業後に学んだ内容を確実に復習する
	20	事前学習① グループ発表（障害者基本法、障害者虐待防止法、障害者差別解消法、障害者優先調達推進法+政省令・告示）	グループ発表・グループ討論	プレゼンテーション資料の準備
	21	事前学習② グループ発表（精神保健福祉士法+政省令・告示）	グループ発表・グループ討論	プレゼンテーション資料の準備
	22	事前学習③ グループ発表（精神保健福祉法+政省令・告示）	グループ発表・グループ討論	プレゼンテーション資料の準備
	23	事前学習④ グループ発表（障害者総合支援法：障害福祉サービス・地域生活支援事業+政省令・告示）	グループ発表・グループ討論	プレゼンテーション資料の準備
	24	事前学習⑤ グループ発表（生活保護法／生活困窮者自立支援法+政省令・告示）	グループ発表・グループ討論	プレゼンテーション資料の準備
	25	事前学習⑥ グループ発表（医療保険・年金保険+政省令・告示）	グループ発表・グループ討論	プレゼンテーション資料の準備
	26	外部講師による講義① 当事者	講義	講義内容の予習・復習
	27	外部講師による講義② 家族	講義	講義内容の予習・復習
	28	外部講師による講義③ PSW	講義	講義内容の予習・復習
	29	事前学習⑦ プライバシー保護と守秘義務（個人情報保護法含む）	グループ発表・グループ討論	プレゼンテーション資料の準備
	30	事前学習⑧ 視聴覚教材の活用（精神科病院／歴史）	視聴及びグループ討論	関連法規の予習，授業後に学んだ内容を確実に復習する

授業内容、 授業方法、 事前・事後 学習（学習 課題）	31	事前学習⑨ 視聴覚教材の活用（精神科病院／入院から退院までの流れ）	視聴及びグループ討論	関連法規の予習、授業後に学んだ内容を確実に復習する	
	32	事前学習⑩ 視聴覚教材の活用（精神科デイ・ケア）	視聴及びグループ討論	関連法規の予習、授業後に学んだ内容を確実に復習する	
	33	事前学習⑪ 視聴覚教材の活用（地域移行支援）	視聴及びグループ討論	関連法規の予習、授業後に学んだ内容を確実に復習する	
	34	事前学習⑫ 視聴覚教材の活用（地域定着支援）	視聴及びグループ討論	関連法規の予習、授業後に学んだ内容を確実に復習する	
	35	事前学習⑬ 視聴覚教材の活用（障害福祉サービス）	視聴及びグループ討論	関連法規の予習、授業後に学んだ内容を確実に復習する	
	36	事前学習⑭ 視聴覚教材の活用（行政機関）	視聴及びグループ討論	関連法規の予習、授業後に学んだ内容を確実に復習する	
	37	事前学習⑮ まとめ	グループ討論	実習施設ごとに現状を整理して参加する	
	38	事後学習① 感想発表	個別及びグループ討論	実習終了時の状況を整理して参加する	
	39	事後学習② 個別指導①	プロセスレコード・自己評価票等を用いた指導	プロセスレコード等の振り返り	
	40	事後学習③ 個別指導②	プロセスレコード・自己評価票等を用いた指導	プロセスレコード等の振り返り	
	41	事後学習④ 個別指導③	プロセスレコード・自己評価票等を用いた指導	プロセスレコード等の振り返り	
	42	事後学習⑤ 実習報告会①	個別発表	実習施設ごとに発表資料を準備	
	43	事後学習⑥ 実習報告会②	個別発表	実習施設ごとに発表資料を準備	
	44	事後学習⑦ 実習報告会③	個別発表	実習施設ごとに発表資料を準備	
	45	事後学習⑧ 実習評価全体総括会	個別及びグループ発表	実習全体の振り返り	
成績評価方法および成績評価基準（到達目標との関連：◎強く関連 ○関連）					
到達目標 成績評価方法	知識・理解	思考・判断 ・表現	関心・意欲・ 態度	技能	評価割合（%）
小テスト・ 授業内レポート			◎	○	15
宿題・授業外 レポート			◎	○	15
授業態度・ 授業への参加度			◎	○	40
受講者の発表 （プレゼン）			◎	○	30
テキスト・ 参考文献等	「実習の手引き」、必要資料はe-ラーニングまたは授業時に配布する。				
履修条件	・1～15回の課題を全て達成していることが16回以降の履修条件である（3年次分）。 ・16～37回の課題を全て達成していることが「精神保健福祉援助実習」履修の条件である。				
学習相談・ 助言体制	実習指導は学生と教員との密接な協力体制が必要になるため、柔軟な相談体制をとる。具体的にはオリエンテーション時に説明する。				

表2 2015年度「精神保健福祉援助実習」シラバス

授業科目名	精神保健福祉援助実習	開講時期	授業方法	必修選択	単位数	標準履修年次
担当教員	住友雄資・平林恵美・奥村賢一・畑香理・平川明美	通年	実習	選択	5	4年
授業の概要	精神保健福祉援助実習は、精神保健福祉士資格取得をめざす学生を対象としたものであり、実習では、精神保健福祉士の実務・援助方法を学習する。4年次の6月～9月の間に医療機関で15日間以上、地域の障害福祉サービス事業を行う施設等で12日間以上の配属実習を行う。					
学生の到達目標						
関心・意欲・態度	DP6：社会貢献力	精神保健福祉士として求められる資質、技能、倫理及び、自己に求められる課題把握等について、総合的に対応できる意欲と態度を身につけることができる。				
技能	DP10：専門分野のスキル	精神保健福祉士として求められる総合的かつ包括的な地域生活支援と、関連分野の専門職との連携のあり方及びその具体的内容について理解し、実践することができる。				
授業計画（授業内容／方法／事前・事後学習等）						
<p>本学では、6月～9月の間に精神科病院等の医療機関で15日間以上、地域の障害福祉サービス事業を行う施設等で12日間以上の配属実習（210時間）を、4年次に実施する。</p> <p>本学の実習指定施設である医療機関及び地域の障害福祉サービス事業を行う施設等において、実習指導者の指導の下、精神保健福祉援助並びに、障害者等の相談援助に係る専門的知識と技術について、具体的かつ実践的に理解しその技術等を体得する。また、精神障害者の置かれている現状を理解し、その生活実態や生活上の課題について把握する。</p> <p>具体的な内容については、以下に示す。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 精神科病院等の病院における実習では、患者への個別支援を経験するとともに、次に掲げる事項を経験し、実習先の実習指導者による指導を受ける。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 入院時又は急性期の患者及びその家族への相談援助 (2) 退院又は地域移行・地域支援に向けた、患者及びその家族への相談援助 (3) 多職種や病院外の関係機関との連携を通じた援助 2. 地域の障害福祉サービス事業を行う施設等や精神科病院等の医療機関の実習を通して、次に掲げる事項をできる限り経験し、実習先の実習指導者による指導を受ける。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 利用者やその関係者、施設・機関・事業者・団体住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや人との付き合い方などの円滑な人間関係の形成 (2) 利用者理解とその需要の把握及び支援計画の作成 (3) 利用者やその関係者（家族・親族・友人等）との支援関係の形成 (4) 利用者やその関係者（家族・親族・友人等）への権利擁護及び支援（エンパワメントを含む）とその評価 (5) 精神医療・保健・福祉に係る多職種連携をはじめとする支援におけるチームアプローチの実際 (6) 精神保健福祉士としての職業倫理と法的義務への理解 (7) 施設・機関・事業者・団体等の職員の就業などに関する規定への理解と組織の一員としての役割と責任への理解 (8) 施設・機関・事業者・団体等の経営やサービスの管理運営の実際 (9) 当該実習先が地域社会の中の施設・機関・事業者・団体等であることへの理解と具体的な地域社会への働きかけとしてのアウトリーチ、ネットワーキング、社会資源の活用・調整・開発に関する理解 <p>なお配属実習では、精神保健福祉援助実習指導担当教員が、巡回指導等を通して、実習事項について学生及び実習指導者との連絡調整を密に行い、学生の実習状況についての把握とともに実習中の個別指導にあたる。</p>						

成績評価方法および成績評価基準（到達目標との関連：◎強く関連 ○関連）					
到達目標 成績評価方法	知識・理解	思考・判断・表現	関心・意欲・態度	技能	評価割合（%）
授業態度・授業への参加度			◎	○	50
その他（実習）			◎	○	50
テキスト・参考文献等	「精神保健福祉援助実習の手引き」、必要資料はe-ラーニングまたは授業時に配布する。				
履修条件	3年次実施の次の課題を全て達成していること：①見学実習、②見学実習報告会、③4年生の報告会への出席、④個別面談、⑤プレ実習、⑥プレ実習報告会、⑦外部講師講話への出席。				
学習相談・助言体制	本実習は、学生と教員との密接な協力体制が必要になるため、柔軟な相談体制をとる。具体的には、「精神保健福祉援助実習指導」において説明する。				